

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第7条第9項」を「第7条第8項」に改める。

第2条第17号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第18号イ中「就労移行支援若しくは同条第14項」を「就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項」に改め、同条第19号中「第5条第26項」を「第5条第27項」に、「行い、同法」を「行い、障害者総合支援法」に改め、同条第20号及び第27号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第28号イ中「就労移行支援若しくは同条第14項」を「就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項」に改め、同条第29号中「第5条第26項」を「第5条第27項」に、「行い、同法」を「行い、障害者総合支援法」に改める。

第7条第7項を削り、同条第8項中「及び前項」を削り、「、第5項」を「、同項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とする。

第24条の2第6号中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条第1項及び第7条の改正規定は公布の日から、第24条の2第6号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。